

被災者記録ノート ☆ 記入説明のしおり

福島第一原発の事故を受け、原子力災害被災者・記録ノートを作成しました。これから、このノートの記入の仕方をご説明致します。

1 まず表紙を見て下さい。

① このノートは、今日この会場だけでも百部以上が配られています。このノートは今後賠償を受けるために、必要なことを書き留め整理していく大事なノートですので、他の方のノートと混同しないように、この表紙の一番上の空欄に各自の氏名を書き込んでから、使用して下さい。

② この表紙には、埼玉弁護士会の無料電話相談の番号に始まり、福島県弁護士会、日本弁護士連合会（こちらは東京にあります。）、新潟弁護士会などの電話番号が記載されています。分からないこと、困ったことがあったら、こちらの電話番号に電話をしてください。弁護士が皆さんの質問にお答えします。

2 表紙の後ろを開けて下さい。

このページには、「ご利用上の注意点」がありますので、後でよく読んでください。

特に、このノートは、記録をして、賠償を受けるための準備をするものです。ここに書いたから、即そのまま賠償が受けられるというものではないことに注意をしてください。

3 1ページを開けて下さい。

また、このノートの1ページから3ページには、皆さんのお役に立つであろう相談窓口の電話番号を記載してあります（7月現在）。

4 4ページを開けて下さい。

4ページには、賠償金支払いまでの流れが記載されています。

5 5ページを開けて下さい。

5ページには、家族構成を記入しておいて下さい。原発の事故後、ご家族がずっと一緒の方もいらっしゃいますし、別々になった方もいらっしゃいます。途中で別々になってしまった方は、その経緯なども含めて、ご家族の状況を書き留めておいてください。

6 8 ページ、9 ページの一覧表は、いったん飛ばして、最後にまとめの記入をする時に見ることにします。

7 さて、どんどんページを飛ばして、**21 ページ・日々の記録表**を開けて下さい。

記録表の一番最初の行には、3月11日東日本大震災発生と記載されています。

この表は、3月11日の原発事故発生から、皆さんとその家族全員に起きたことを日にちに沿って記入していく表です。表の一番上の欄には、年月日、出来事に加えて、「活動状況 屋内・屋外」「移動の有無・経路」「健康状態」と記載されています。なぜ、このような項目があるのかというと、将来、放射能による健康被害が問題になったときに、何月何日で、どこで、なにをしていたかが、被曝量の積算等を立証するために大変重要になるからです。

皆さんの中には、もう5ヶ月も前のことを思い出すのは大変だという方がいるかもしれません。しかし、今思い出して、書き留めて置かなければ、実際に内部被曝の影響が出るかもしれない、10年後、20年後、30年後には、到底、思い出すことはできないのではないのでしょうか？ ご自分と家族を守るために、大変ですが挑戦してみてください。

では、どの様にかいたらいいのでしょうか？

ここで、お手元にあります参考記入例☆の6ページを開いて下さい。

この事例のご家族は、福島第一原発から3キロのX町に住み、ご主人はパン屋を営み、奥さんは近所のスーパーにパート勤務しており、3歳の娘さんは保育園に通っていました。

記入例を見ますと、3月11日、夫、妻はそれぞれ屋内で働いており、子どもは地震発生後の午後2時46分頃から5時頃まで、屋外である保育園の園庭で過ごしていたとあります。

翌日12日は、家族で自家用車で避難所に移動しています。「移動の有無・経路」の欄には、このように、何を使って、どこを経由して、どこに行ったのかを具体的に記入して下さい。また、この日の健康状態では、「妻が頭痛」とあります。健康状態の変化もできる限り記入してください。

この表を記入するにあたっては、家族全員であの時、誰が、どこにいたのか、外出はあったのか、健康状態はどうだったのか等をよく話し合っ、紙にどんどん書き出して下さい。沢山、紙に書き出した上で、それを時系列に並べながら、この表に書き込みをして下さい。

日々の記録表を丁寧に書くことによって、後の作業がスムーズになります。

8 日々の記録表が書けましたら、次は、**11 ページの避難費用の表**を開けてください。参考記入例☆は **1 ページの2 避難費用**です。ここには、避難をするためにかかった、交通費、ガソリン代、宿泊費、アパートの賃料等が含まれます。記入例の家族は、福島県内で2ヶ所、埼玉県で1ヶ所の避難所に避難した上で、5月より埼玉県にアパートを借りていますので、これを記入することになります。証拠資料は賃貸借契約書、領収書になります。

9 **11 ページ避難費用**が書けましたら、**12 ページの生命身体的損害のページ**も書きこんでみましょう。参考記入例☆は **1 ページの3 生命身体的損害**です。ここには、先ほど見ました「日々の記録表」(21P)で書いてきたことの中から、避難生活の中で病気やケガをしたこと、もしくは、健康状態の悪化を防止するために掛かった費用を書き入れます。事例の方は、避難所の生活の中で奥さんと、娘さんが体調を崩して医療機関に係り、医療費及び交通費がかかっていますので、それを記入しています。証拠資料は診療明細書、領収書になります。

10 **10 ページ**を見てください。参考記入例☆は **1 ページの1 検査検診費用**です。ここには、今見てきた通常の医療費ではなく(12P)、特に、人に対する放射線の影響等を検査したときには、その費用を記入してください。交通費も入りません。証拠は領収書になります。

11 では、**13 ページ**を開けてください。参考記入例☆は **2 ページの4 精神的損害**です。ここは精神的損害、いわゆる慰謝料のページです。紛争審査会では、慰謝料について、避難生活をした期間と場所の種類に応じてその金額を決めています。ですから、どこに、いつからいつまでいたのかということが大事になります。具体的には、事故発生から6ヶ月間(第1期)については1人月額10万円(但し避難所の場合には12万円)。その後の6ヶ月間(第2期)は1人月額5万円が目安。1年後から事故の収束まで(第3期)は未定とされています。

この基準については、十分なものとはいえないという批判もあります。この欄には、大変だった点、苦痛だった点等を記入して下さい。

12 **14 ページ、15 ページ**を開けて下さい。ここは仕事の損害に関するページです。左の「営業損害」が自営業を営んでいた人の記入欄になり、右の「休業損害」がお勤めやパート、アルバイトをしていた方の記入欄になります。

参考記入例☆は3ページの5営業損害を見てください。事例の方は、パン屋を経営していた。このパン屋さんの前年の売り上げなどから、今年の売り上げを予測し、例えば4ヶ月で160万とします。そして、売上に応じて変動する経費の前年の割合などから、材料費や光熱費など今年の売り上げに応じて変わる変動的な経費を40万と予測します。160万から40万円を引いた粗利の金額120万円を減収分として記載することになります。売り上げそのものが損失にならないことは、分かりますか？3月11日以降は、実際には支出していない経費があります。そこで、この分までを請求してしまうと取りすぎになってしまうわけです。ただ、人件費など売上に関係なく発生する固定的な経費は引く必要はありません。また、3月11日以降に破棄した食品の費用等がありましたら、ここに記入してください。分からない点がありましたら、この後の相談会や弁護士会の無料相談電話、面接相談などでお聞きください。証拠は、原発事故前の確定申告書、決算書類、伝票、帳簿等になります。

さて、事例の方の奥さんは、パートでスーパーに勤めていますので、15ページの休業損害の表を記入することになります。参考記入例☆は3ページの6休業損害を例にして、年収等を記入してください。証拠は源泉徴収表、給与明細書になります。

13 16ページを開けて下さい。参考記入例☆は3ページの7検査費用です。物への放射線の影響を計測した場合の費用を書いて下さい。証拠資料は計測した後もらう領収書です。

事例の方は、年月日を未定とした上で、将来自分の家、自分のパン屋を計測するつもりで記入しています。もちろん、賠償金は、実際に支払った場合にしか出ませんが、記入漏れを防ぐために将来のものも鉛筆等で記入しておくといと思います。

14 17ページを開けて下さい。参考記入例☆は4ページの8財物損害です。財物すなわち、家や家財や土地、商品などに放射能等の被害により価値が軽減してしまった場合に記入するページです。

事例の方は、現段階では自宅の土地、建物、家財、パン屋、パン屋の什器備品がどの程度、放射能に汚染されているか分かりませんので、年月日を未定として記入し、メモ欄で、事情を書いています。但し、ペットの飼い犬については、避難中に死亡してしまっていますので、損害額を記入しています。

15 18ページを開けて下さい。参考記入例☆は5ページの9帰還費用です。

こちらには、すでに一時帰宅をされた方は、その際にかかった費用、これからの方は、年月日を未定とした上で、分かる範囲のおよその費用を鉛筆で記入しておいて下さい。

16 19 ページ・その他の損害欄には、これは重要なのかどうか分からないが、自分が損害を被ったと思うことを自由に書いてください。参考記入例☆は5ページのその他の損害です。事例の方は、現在は震災の関係で自宅のローンとパン屋の建築費の支払いについて、猶予されていますが、1年間の猶予期間が切れる来年の3月には、支払いが始まりますので、このことを記入しています。

17 20 ページ・自由記載欄を見て下さい。参考記入例☆は5ページの自由記載欄です。

18 さて、これで、10ページの検査費用から始まって、21ページの日々の記録表まで全て見てきました。この記入がだいたいできましたら、もう一度、8ページ、9ページに戻って下さい。ここは、今まで見てきた損害の項目と、証拠にチェック印をつけることができる一覧表になっています。ご家族にどんな損害があつて、どんな証拠があるかが、この一覧表で一遍に分かるようになっています。

事例の家族では、1、2、3、4、5、6は有りの欄にチェック印が付き、7では、無しを鉛筆で記した上、欄外に希望ありと書いておくとよいと思います。8は、ペットの損失は発生していますので有りに印をつけて、証拠資料の欄に書き込みをします。9も未定ですので、無しを鉛筆で記した上、欄外に希望ありと書いておくとよいと思います。

以上が被災者ノート記入の仕方の説明になります。

皆さんにとって、慣れない手間のかかる作業になりますが、東電からしつかり賠償金をもらうために、がんばってみましょう。

不明な点は、表紙の弁護士会の無料電話相談に電話をしたり、弁護士会で行なう一斉相談会や、面会無料相談で解決するようにしましょう。